

## 日高川町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札(持参方式)実施要領

令和 6年12月 5日

### (趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、日高川町(以下「本町」という。)が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)をいう。以下同じ。)について、事後審査型条件付一般競争入札(持参方式)(以下「事後審査型持参入札」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 事後審査型持参入札の対象とする建設工事等は、日高川町建設工事等条件付一般競争入札実施要綱(令和6年12月5日。以下「要綱」という。)第2条第1項及び第2項に規定する工事とする。

### (入札の公告)

第3条 町長は、建設工事等を事後審査型持参入札に付そうとするときは、要綱第3条の規定により、公告を行うものとする。

### (参加資格)

第4条 事後審査型持参入札に参加する者に必要な資格は、要綱第4条の規定によるものとする。

### (入札書等の提出)

第5条 入札者は、入札書を公告の日時までに、公告の場所において自ら入札箱に投入すること。郵便、電信による入札は認めない。

### (工事費内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、当該入札に係る工事費内訳書を、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(別記様式)に所要事項を記載のうえ、提出するものとする。

### (申請書及び資料の提出等)

第7条 町長は、要綱第5条の規定に基づき、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び条件付一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。

2 申請書及び資料の提出は、町長が指定する日時までに持参することにより提出しなければならない。指定された日時までに提出がない場合失格とする。

### (資料の内容)

第8条 事後審査型持参入札に係る資料の内容は、要綱第6条の規定によるものとする。

### (設計図書等の閲覧)

第9条 事後審査型持参入札に係る設計図書等の閲覧は、要綱第10条の規定によるものとする。

### (入札の延期、取止め)

第10条 町長は、事後審査型持参入札において、事故等が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(入札の無効)

第11条 要綱第12条に規定するもの及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 事後審査型持参入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (3) 金額の記入がない入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 入札書の工事年度・工事番号、工事場所、工事名、請負業者商号又は名称、代表者等氏名のいずれかが記載されず、又は押印のない入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (7) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (8) 工事費内訳書に当該入札参加者の記名押印がない者のした入札
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (10) その他町長が無効と認める入札書による入札

(入札の失格)

第12条 次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 予定価格を上回った入札を行った者
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公告において示した事項に違反した入札を行った者

(開札)

第13条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札には、入札者が立ち会うものとする。

(落札者の決定)

第14条 町長は、開札の結果、消費税及び地方消費税を含まない予定価格の制限内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札予定者とし、落札決定を保留したうえで、第7条の規定による申請書及び資料の提出を受けた後、次条による入札参加資格の確認審査の結果、入札参加資格が適正であると認めた者を落札者とする。

2 開札の結果、前項の落札予定者となるべき最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、落札決定を保留したうえで、くじにより落札予定者及びその順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

3 第1項の審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めたとき、又は第7条第2項の規定により失格となったときは、直ちに、第1項の次順位の最低の価格を提示した者又は第2項の規定による次順位者を落札予定者とし、第7条の規定による申請書及び資料の提出を受けた後、次条による入札参加資格の確認審査を行い落札者を決定するものとする。

4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(入札参加資格の確認)

第15条 町長は、事後審査型持参方式に係る入札参加資格の確認を、工事案件ごとに前条に定める落札予定者の審査により確認するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査を日高川町建設工事等請負業者選定委員会に付することができる。

3 第1項の確認の結果、入札参加資格が適正であると認めたときは、要綱第8条第1項に規定する条件付一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

(落札者の通知)

第16条 落札者が決定したときは、速やかに落札者にメール、ファクシミリ又は電話により通知するものとする。

(入札参加者等の公表)

第17条 町長は、開札後、速やかに対象工事の入札参加者及び入札結果等について入札結果書を、公表するものとする。

2 前項の公表は、閲覧等により行うものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7年 1月 1日から施行する。